

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課	所属長名	小川 敏行	電 話	483-1151 内線2220
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3135		事務事業名称	老人福祉措置事業					短縮コード	経常	3135	臨時	3615
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目	05	老人福祉費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務			根拠法令等		老人福祉法第11条							
☐ その他													
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
老人福祉法の施行により、居宅において日常生活を営むのに支障がある低所得の高齢者を老人ホームに入所させ、本人及び扶養義務者の負担金を認定、徴収し、施設に対して措置費を支払う。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして						
高齢化による老人人口の増加。これにより、今後無年金者と年金受給者の経済的格差も顕著化し、養護老人ホームへの入所希望者も増加すると考えられる。 養護老人ホーム入所者の介護ニーズには、介護保険制度を利用する等ホーム自体も変わってきている。					大項目（節）	02	社会福祉						
					中 項 目	04	高齢者福祉						
					小項目（施策）	01	高齢者福祉サービスの充実						
					細 項 目	01	保健福祉サービスの充実						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		昭和42年4月 ～ 平成21年3月		計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	居宅において日常生活を営むのに支障がある低所得の高齢者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： 養護老人ホームに入所を希望する高齢者に対し、相談があると家庭訪問を行い、調査を実施。その調査をもとに、老人ホーム入所判定委員会にて審査し、入所が適当という者に入所措置を行う。また、本人及び扶養義務者の負担金を認定し徴収する。							
	※平成19年度に計画していること： 同上							
意図 （何を狙っているのか）	居宅での日常生活が経済的・精神的に困難な老人を養護老人ホームに入所させ、安定した生活を提供し、福祉の向上を図る。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外							
区 分				単位	17年度	18年度		19年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	老人ホーム入所判定委員会において養護老人ホームが適当と	人	539	552	551	612	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	養護老人ホームの措置人数	人	539	552			
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	養護老人ホームの措置人数	人	539	552	551	612	
	指標2							
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード		3135		事務事業名称		老人福祉措置事業		所属名		長寿支援課	
				単位	1 7 年度	1 8 年度			1 9 年度		
					実績	計画	実績		計画		
事業費 (A)	財源内訳	国		千円	3, 973	0	0	0	0		
		県		千円	6, 744	0	0	0	0		
		地方債		千円	0	0	0	0	0		
		一般財源		千円	68, 664	84, 374	77, 031	100, 612			
		その他		千円	12, 806	12, 876	13, 340	14, 112			
	主な事業費の内訳			養護老人ホーム措置費		養護老人ホーム措置費	養護老人ホーム措置費	養護老人ホーム措置費			
	人件費 (B)			千円	8, 257. 3	8, 710	9, 938. 1	8, 710			
ト ー タ ル コ ス ト (A) + (B)				千円	100, 444. 3	105, 960	100, 309. 1	123, 434			

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由			
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている		「法定受託事務」のため評価対象外			
			☐ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☒ 評価対象外事項					
目的 妥当 性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		「法定受託事務」のため評価対象外			
			☐ 達成していない					
			☒ 評価対象外事項					
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		「法定受託事務」のため評価対象外			
☐ 可能性はない								
☒ 評価対象外事項								
目的 妥当 性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい		「法定受託事務」のため評価対象外			
			☐ 見直す必要がある					
			☒ 評価対象外事項					
	有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性がある				
☐ 効率性向上の可能性がある								
☐ 両方可能性がある								
☐ 可能性がない								
⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等		入所者で寝たきり状態になった場合には、介護保険施設等の利用を働きかける。結果的に養護老人ホームの入所の促進を図ることにつながる。				
		☐ 臨時的任用職員等の活用						
		☐ I T化等業務プロセスの見直し						
		☐ 受益者負担の見直し						
		☐ 類似事業との統合・役割見直し		類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
		☒ 上記以外の方法						
⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある		養護老人ホームから、介護施設に入所を希望しても、在宅の人が優先のため、なかなか入所できないため。				
		☐ ない						

コード	3135	事務事業名称	老人福祉措置事業			所属名	長寿支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			入所の見直しをはかる。		
		☒ 手法プロセスの改革・改善					
		☐ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
☐ 廃止							
☐ 休止							
☐ 現状のまま継続							
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			
				削 減	不 変	増 加	
		成 果	向 上	☐	☐	☐	
			不 変	☐	☒	☐	
			低 下	☐	☐	☐	

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
すぐに入所ができず、待たなければならない。	

所属長コメント	老人福祉法に基づく業務であり、継続実施は必須であると考える。	
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続	課題を解決し推進すべき。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
☒ その他		
☐ 廃止		
☐ 休止		
☐ 現状のまま継続		